

事務連絡
平成19年7月4日

北海道農政部農地整備課長
地方農政局生産経営流通部畜産課長
沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課長

} 様

生産局畜産部畜産振興課
草地整備推進室 草地整備計画調整班長
草地整備事業班長

農地法に基づく草地利用権の設定状況等について（作業依頼）

このことについて、現在、経営局を主体に、平成19年度からの品目横断的経営安定対策を支援するため、担い手の農業経営・農業生産が展開される農地について、その政策を再構築すべく農地法の改正に向けた検討が進められているところです。

具体的には、①小作地所有制限の廃止により、所有と利用を分離し利用を重視した政策の徹底、②農地造成のための未墾地の買収や薪炭の原木採取等のための利用権設定等の措置について近年実績がなく、今日的必要性がないものについての廃止等が検討されているところです。

この中で、同法第26条から第32条（飼料又は敷料とするための草の採取、家畜の放牧に係る利用権設定）及び同法第75条の2から第75条の10（草地利用権の設定）については、前述の②に該当するとされているところです。

両利用権設定については、実際、近年その承認実績もなく、今後も必要性がほとんどないと考えられることから、廃止の方向で検討することとしております。

このため、今後のあり方について検討するのに当たり、十数年以前のことでも申し訳ありませんが、各都道府県における両利用権の承認実績と当該利用権を設定した理由及び背景について可能な範囲で結構ですので教えていただくとともに、両利用権設定を廃止した場合、実際に困るといった事項があれば、下記により記載の上、報告願います。

記

1 提出様式

(1) 利用権の承認実績

①農地法第26条から第32条の規定による利用権の承認実績

年	都道府県	市町村	件数	面積	設定した理由及び背景
昭和〇年	〇〇県	〇〇市	〇件	〇ha	

②草地利用権（農地法第75条の2から第75条の8の規定による利用権）の承認実績

年	都道府県	市町村	件数	面積	設定した理由及び背景
昭和〇年	〇〇県	〇〇市	〇件	〇ha	

(2) 利用権設定の規定を廃止した場合、困るという事項

①農地法第26条の規定による利用権

都道府県名	意見
〇〇県	

②草地利用権（農地法第75条の2の規定による利用権）

都道府県名	意見
〇〇県	

2 提出期限

平成19年7月11日（水）

3 参考

(1) 利用権設定の実績（経営局構造改善課調べ。都道府県名及び市町村名は不明）

①農地法第26条から第32条の規定による利用権の承認実績

最終：昭和48年 34件 12ha

②農地法第75条の2規定による利用権の承認実績

昭和	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55～60	61	62
件数	-	12	7	6	-	4	1	1	1	1	-	1	1
面積	-	769	1133	508	-	401	512	77	31	316	-	34	5

昭和63年以降実績なし